

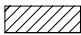
外壁の後退距離に対する制限の緩和1

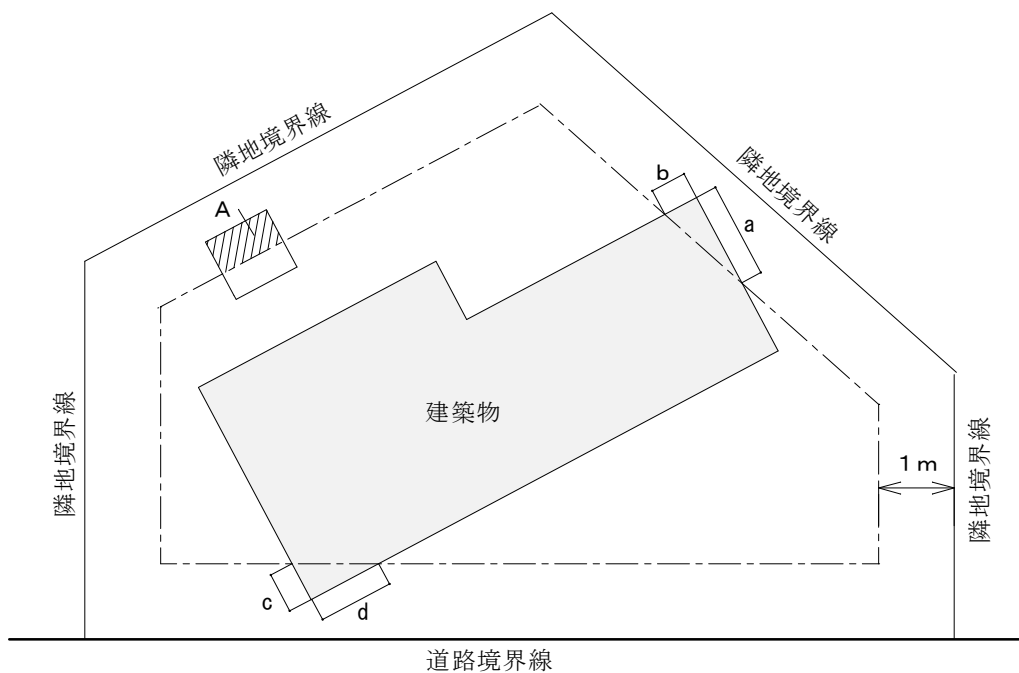
(関係条文)

法54条・令135条の22

- 一 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。
- 二 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。

物置その他これに類する用途とは、自動車車庫、自転車置き場等であり、建築物の一部に下屋が設けられている場合も該当する。

- 1. $a + b + c + d \leq 3m$
- 2. 網掛け部分  の軒高 $\leq 2.3m$
 " の面積 $A \leq 5m^2$
- ※ 1,2の併用は可



- ※ 形態にかかわらず、バルコニー・階段・出窓等は外壁後退の対象。
- ※ 風致地区内においては別途制限あり。(開発審査課)

備考	西宮市建築基準法取扱い基準 2010.04.01 2024.04.01
----	---